

医療法人永慈会 永井ひたちの森病院 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

2 内容

目標 1 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産休・育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。
計画期間内に、男性職員の育児休暇の1人以上取得させる事。

〈対策〉

- ・ 令和6年 10月 法に基づく諸制度の社員の認知度調査
- ・ 令和7年 8月 院内研修会による職員への勉強会・啓発の実施

目標 2 計画期間内に、女性職員の育児休業取得率を80%以上とする。
妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

〈対策〉

- ・ 令和8年 4月 育児休業予定の職員並びに全職員対象に育児休業に対する勉強会を開き、取得率を向上させる